

平成28年度 第3回淀川区地域自立支援協議会 相談支援部会

日 時：平成28年6月1日（水）10:00～11:55

場 所：淀川区役所5階 502会議室

楠・元橋・川村（あい・すまいる淀川） 明智・小泉（淀川区障がい者相談支援センター） 泉谷（はるかぜ） 神原（ゆめ本舗） 岩部（あじさい） 萱野（ナービス） 山田・（ミード） ※順不同

検討事項

①新規事業所及び相談支援マップの確認

○淀川区内12事業所の内11事業所を掲載

※非掲載の1事業所は担当者が退職すると確認がとれたため

②新規事業所の状況

○区センターより引き継ぎしたケースの計画を立てているが区役所担当者より5月より、受給者証の内容や支給量の変更がなければ計画作成費の請求ができないと大阪市より通知があった。また同様にセルフプランから相談支援が入って受給者証の内容に変更がなければ計画作成費を請求できないと言われた。

・区担当者によると5月中旬頃大阪市から区に降りてきた。

※過去に遡ってまでは返還を求めないが今後は注意する必要があるとのこと

・セルフプランで支給量変更がなく相談支援が入って計画を立てただけでは請求ができない？

→大阪市からの通知の確認する必要がある。事実ならば1事業所にそれを伝えるだけでは周知がゆき届かないのではないのではないか？

○計画作成した月に請求しないと請求できないのか？

→計画作成した月に支給決定がおりない場合がある

例) 5/20に作成したが、受給者証では6/1～となっている場合、請求は6月

→認定調査がある場合は区分が確定するまでは計画を立てることが難しい

○様式について

・週間計画表で横型（大阪府）と縦型（大阪市）を両方提出したが両方提出しなくても良いと言われた。

→大阪市のホームページには様式がアップされているが既存のソフトでも可
大阪市の様式を編集しても良い

○介護保険では訪問リハビリはあるが、障がい福祉サービスではどのように扱うのか？

→療育園で医療型児童発達支援や医療保険の訪問リハビリを利用 ※計画に反映する

※事業所によっては医療での訪問リハビリは行わない事業所がある

③区役所の体制やその他確認事項

○障がい手帳の状況 年に1回大阪市ホームページアップされている 平成27年度版

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000316382.html>

○区役所の窓口で障がいの担当者の対応が悪いと利用者から愚痴をきく

- ・人事移動の時期で担当が変わり、業務についてまだ理解ができないのはわかるが、言葉遣いや質問に対してわからないなら、わからないなりにきちんと対応して欲しい例)わかりません。はじめてききました。それってなんですか?で終わっている

○勘案事項整理表の内容が薄い

○ケース会議に区役所に入ってもらえない

- ・多忙なのは理解できるが、入ってもらいたい時もある(困難ケース時)
- ・相談支援事業所で可能な対応をしているが中立的な立場で経過観察も含めて入って欲しい
- ・以前は入ってもらえていたが今は厳しいと言われている
- ・入ってはいけないと大阪市からも指導があるのか確認が必要?
- ・こちらもケース会議に入ってもらう時は内容を整備し、その必要性を伝える
- ・ケースによって判断してほしい。

④その他

○実施指導について

- ・実施指導とフォローアップ研修との説明が食い違っている
- ・モニタリングにもっと行くようにと言われた。 ※話は聞いているが書類として未提出
- ・モニタリング頻度について皆、新規3か月は何故か?と問われた
→本人に合わせた頻度にすべきと言われた。 ※説明では新規は基本3か月
- ・日報にはあまり触れなかった
- ・指導された場合になぜそうしているか?事業所としてその根拠を示す必要がある(研修資料やメモ書きなど)
- ・地域移行支援について指定を受けているのでどんどんやって欲しいと言われた。
→実情がわかっていない感じだった
- ・児童計画のサインは親にしてもらう必要があると指導。サインでも良いが認印で可
※他市他府県はサインと認印が必要なところが多い
※タッチパネルでやっている事業所もある
- ・契約書のルビ版拡大版や音声版も必要

※集団指導10月予定 大阪市ホームページ掲載

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000353429.html>

⑤運営委員会からの報告(熊本地震災害の支援募金への協力について)

○昨日の運営委員会で8月末とりまとめ。

→相談部会は8/3(水)に集金 ※無理しない範囲で

○就労支援部会より

- 働く・暮らしフェスタ今年することは難しい。
- 7月選挙 10月研修会、12月就職合同説明会などイベント盛りだくさん
→今年度は来年2/9（木）か2/10（金）
→区役所で縮小版 就労や生活相談会 名前募集！！
※来年5月に区民センターで作業体験や物販ありのフェスタ開催予定！！

○知的障がい者部会より

- 7/21（木）知的部会で生活介護事業所に声掛けして話を聞く予定
→相談部会も希望するなら参加の許可をもらっている

⑥事例検討他

○モニタリング申立書について

- 毎月モニタリングの場合は提出必要だが、ある程度相談支援事業所の判断で変更可能

○2か月前の選定の利用者について

- 選定で依頼を受けたが区センターからその後の報告がない

○通所でしている児童が暴れた際にスタッフや他の利用者に被害が及ばないように止めようとし、抑え込むことを“虐待”ではないか？と親が言ってその事業所を辞める方向で次のデイを探して欲しい。と依頼。

- 過去にも相談事業所やデイを何度か変えている経緯があり、区内を中心に変わる可能性がある。
- 引継ぎの際は、すべての事情をわかってもらった上で引き受けてもらう必要がある

次回 7月6日（水）10:00～12:00 淀川区役所5F 502会議室